

令和4年4月25日 定例教育委員会 会議録	
1 開催日時及び場所	
	・令和4年4月25日(月) 午前10時45分～午後12時05分
	・教育委員会室
2 出席者	
教育長 堀 貴 雄	事務局職員
委員 野原正美	副教育長 矢本哲也
委員 竹中裕紀	教育次長 小野 悟
委員 村上啓雄	義務教育総括監 香田静夫
	教育総務課長 関谷英治
	教育総務課教育主管(高) 中川敬三
	教育総務課教育主管(小中) 日比光治
	教育総務課ICT教育推進室長 加藤昌宏
	教育管理課長 嶋崎敏幸
	教職員課長 中村有希
	教職員課福利厚生室長 田口貴弘
	教育研修課長 神出建太郎
	学校安全課長 増田康宏
	学校安全課生徒指導企画監 大和谷淳
	学校支援課長 下野宗紀
	学校支援課教育主管(高) 石原康秀
	学校支援課教育主管(小中) 山田高秀
	特別支援教育課長 兒玉哲也
3 議事日程等	
	報第1号、議第2号、議第3号、事務局報告 政策(4)について、非公開とすることを決定
4 会議録	
	令和4年3月22日開催の定例教育委員会の会議録を承認
5 審議の概要	
	別添のとおり

会 議 録

発言者	発言内容
報第2号 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について	
教職員課長	令和3年から令和4年にかけて定数の変更を専決処分したものの報告。児童生徒数の減少、それに伴う学級数の減少により定数が減少している。例外として小学校の教諭については、54人増となっている。これは、児童生徒数の減少はあるが、それ以上に特別支援教育の児童や日本語指導を必要とする児童に対応するために定数を増やすという国全体の方向性があり定数が増えている。
教育長	報第2号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり承認する。
議第1号 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について	
教育総務課長	県立学校の学科改編に伴い所要の改正を行うもの。令和3年度の学科改編に伴い、在校生が不在となる学科を削除するもの。 規則の施行日は令和5年4月1日。
竹中委員	今後、生徒数が減って学科を統合するときに、細かな学科で特化した学習をさせるのではなく、商業なら商業の全体像が分かる学習をさせた方が、将来のビジネス全般が分かることにつながる。好きな学習を選び直すこともできる。統合するときには、全体が学習できるような工夫をしてほしい。
教育総務課長	高校生が選択していけるよう教育活動の中で配慮をしていく。
教育長	かつて商業高校では1クラス1学科のように細分化した学科編成を行っていた。現在は、農業高校では「食の農学科群」「花と緑の農学科群」など、入学時には「群」とし、2年次からは学科に分かれていくという方法をすべての学校についてではないが取っているところ。 今回の議案は、旧学科名と新学科名が2年間併存することとなるが今年度末をもって旧の学科で入学した生徒がいなくなるので、令和5年4月1日施行で旧学科名をなくすというもので、今年度新たに学科改編を行うものではない。
竹中委員	学科があることで、専門職的な人を育てていくように思えてしまう。できればこれから、起業家や自分でビジネスを行っていくような子供たちを育てたい。そういう方向性を出していくためには、教育の仕方、学科の作り方を考えていった方がよい。その方が日本も活性化する。
教育長	議第1号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第4号	
「令和5年度岐阜県立高等学校入学者選抜について」並びに「令和5年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考について」及び「令和5年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜について」	

学校支援 課教育主 管（高校）	<p>令和5年度の高校入試について、第一次選抜の日程は3月3日に実施。一部の学校では3月3日と4日に実施する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の罹患により、第一次選抜検査を受検できなかった生徒の受検機会を保障するため、追検査日を3月14日と15日に設定している。追検査では、従来通りインフルエンザの罹患患者も対象としている。</p> <p>特別支援学校の入学者選抜には、高等部の入学者選考検査と高等特別支援学校の入学者選抜検査の2種類がある。高等部の入学者選考の検査は、2月16日（木）に設定している。特別な事由等により検査を受検できない生徒に対しては3月28日まで実施することとする。高等特別支援学校の入学者選抜検査は1月19日（木）に設定している。追検査は、1月30日としている。</p>
教 育 長	<p>特別支援学校高等部は定員を定めずを実施するため「選考」としている。高等特別支援学校は、入学定員を設定しているので「選抜」としている。</p> <p>高等特別支援学校の選抜で残念ながら不合格となった生徒を高等部で受け入れているため、こうした日程となっている。</p>
教 育 長	議第4号について、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告（政策）	
(1) 岐阜県立高等学校の活性化に関する検討まとめ	
教 育 総 務 課 長	<p>令和3年度を取組と令和4年度の方向性についてまとめたものである。</p> <p>「ふるさと教育に関する取組み」では、県立高等学校のすべての学校の取組についてまとめている。令和4年度以降も、引き続き「ふるさと教育」を推進していきたい。</p> <p>ICT教育では、令和3年度を「1人1台タブレット端末活用元年」と位置づけて取り組んできたが、さらにICTを活用して生徒が教科の枠を超えた課題の解決に必要な情報収集や分析を行う協動的・探究的な学びを展開していきたい。</p> <p>学校運営協議会においては、地域住民と学校が連携・協力し、更に魅力ある高校づくりに取り組めるよう充実を図っていく。</p> <p>「平成28年度の検討まとめ」で想定した学科改編についてはおおむね実施できたため、令和5年度の学科改編は実施しない。</p> <p>本年度も県立高等学校の活性化に向けて、企業や地域と連携しつつ各学校の特色を明らかにし、活力ある高校づくりを推進していきたい。</p>
竹 中 委 員	この検討まとめには、ふるさと教育とICTについては岐阜県が重点としているため書かれている。それ以外にも文部科学省が進めているアクティブラーニングについて教育現場は変わってきているのではないかと。ICTとアクティブラーニングには親和性があるはずだが、それらはどう表現していくか。
学 校 支 援 課 長	1人1台タブレットはアクティブラーニングに大きな影響を与えている。昨年度生徒たちにアンケートを取ったところ「自分の意見を表現しやすくなった」と答えた生徒が10ポイント以上増えた。県内の全高校生3万人以上のデータである。また「教え合いや学び合いの場面が増えた」という回答も10ポイント以上増えている。ICTと探究的な学びについては今後も注視し、データも重視していきたい。

教 育 長	当初は、平成 26, 27 年で学校の活性化についての検討がされ、それを検証するためにこの「まとめ」が毎年作成されている。ふるさと教育などの核となる教育活動の検証を行うことにもなっている。令和 4 年度は学習指導要領も新しくなり、対話的な学習も新たなカリキュラムの中で行っている。学習指導要領に沿ったところでの検証も来年度からの「まとめ」に盛り込んでいきたい。
野 原 委 員	新しくできた「歴史総合」を学べるのは、本年度入学の学生か。
学 校 支 援 課 長	高等学校では、新しい学習指導要領は今年度入学の生徒からであり、「歴史総合」や「公共」「情報」という新しい科目が配置された。本年度の 1 年生から順番に持ち上がりで学んでいく。
野 原 委 員	画期的で、これからを生きる学生に必要なことであると思うが、それを指導する教員のスキルアップはされているか。研修が行われると思うが、検証をしてほしい。
教 育 長	先日、議会でも議員から質問があった。「歴史総合」については、日本史と世界史の両方の専門性が必要なためスキルアップを図っていく予定。
事務局報告（政策） (2) 令和 3 年度教職員保健審査会の結果について（まとめ）	
教職員課復利厚生室長	<p>第 1 部会と第 3 部会は合同で職員に採用しようとする者の健康状態の審査を 1 回行った。審査の結果、要療養、要軽業、要注意という人物はいなかった。714 名中通常の勤務を続けながら、要医療という人は 48 人で、要観察の人は 117 名あった。</p> <p>第 2 部会では、精神・神経系疾患により休職している職員が復職しようとする場合の病状についての審査を各部会 2 名ずつ 8 回で 18 件の審査を行った。</p> <p>18 人中 1 件が復職不可となった。審査を担当した委員の方の診断や 40 日間の復職プログラムにおける勤務の状況について総合的に判断し、病気の回復が不十分であったため不可とした。</p>
竹中委員	職員に採用しようとするものについて、「要観察」と判断された者が 117 名もいる。この人たちについては、この後も観察していく具体的な計画はあるのか。
教職員課復利厚生室長	「要観察」の者については、個人的に医者からの診断を受け、継続的に観察をしてもらうというもの。結果まで報告を求めている。
村 上 委 員	「要観察」の人は、主に肥満、脂質異常者、高脂血症、脂肪肝という生活習慣の是正によって改善できるものを主たる対象疾患として「要観察」としている。
竹 中 委 員	精神的な疾患を心配していた。
事務局報告（政策） (3) いじめ重大事態調査報告書 公表ガイドラインの策定について	

<p>学校安全課 校長</p>	<p>いじめ防止対策推進法第 28 条に規定している「いじめ重大事態」の調査報告書について、このたび公表のためのガイドラインを策定した。文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、調査結果の公表について、学校の設置者と学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいと記載されている。</p> <p>いじめ重大事態については、年間数件発生している。現在、すべての案件に関して、被害者に公表の意思確認を行っているが、被害者側が断るため公表した事例は一件もない。</p> <p>文部科学省が実施する児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果において、従来は、日本全体の発生件数のみを発表していたが、昨年度より国公立小・中・高・特別支学校を含めた都道府県別での発表となった。今後、公表を希望される被害者も出てくる可能性がある。その場合に備えるために標準的な判断基準を明確にするために公表ガイドラインを策定した。</p> <p>策定に当たっては、岐阜県いじめ防止対策審議会委員長である小森正悟弁護士に相談し、法律的な解釈の部分も含め、文言のチェックをしていただき、同審議会です承をいただいている。</p> <p>公表方法は記者への資料提供、県教育委員会ホームページへの掲載とする。また、報告書そのものではなく、個人情報に配慮しながら公表用の概要版を作成する。公表期間は6か月とし、いったん公表の有無を決定したあとの再検討は行わない。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>いじめの報告の時にいつも経過の報告がある。いじめの周知徹底のためには、公表は重要だが、再発防止の観点からするといじめた加害者側への指導について、いつも何の報告もない。どういう指導をしたのかが曖昧になっている。加害者側への指導までしっかり書き込むべきなのではないか。</p>
<p>学校安全課 校長</p>	<p>いただいた意見を県の審議会にて一度検討していただく。</p>
<p>教育長</p>	<p>加害者側への指導について学校が何もしていないというわけではないが、今後、折に触れて報告するようにしたい。</p>
<p>野原委員</p>	<p>「公表ガイドライン」を策定している自治体は、実際に公表しているのか。</p>
<p>学校安全課 校長</p>	<p>神奈川県などは先進的な取り組みをしている。市町村も含めて、いくつか公表している。</p>
<p>教育長</p>	<p>これまでのものについても公表の了解があれば、岐阜県も HP 等で公表していくのか。</p>
<p>学校安全課 校長</p>	<p>今までの件について公表してもよいということになれば、審議会の委員長と検討の上、公表していく予定である。</p>
<p>教育長</p>	<p>それらのことが今回のガイドラインによって明らかになったといえる。</p>

<p>事務局報告（その他）</p> <p>(1) 令和4年1回岐阜県議会定例会における審議結果について</p> <p>(2) 岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について</p> <p>(3) 令和4年度教育委員行事予定表について</p>	
<p>教育総務課長</p>	<p>岐阜県議会定例会においては、11人の委員から17件の質問を受けた。</p> <p>休日の部活動地域移行、高校の新学習指導要領に基づく新科目「歴史総合」、特別支援学校の設置基準への対応など幅広い質問を受けた。</p> <p>教育警察委員会では、3月補正予算について、また、当初予算と各学校で進めている建築工事の契約変更について審議いただいた。</p> <p>18日の委員会では、児童生徒数の将来的な動向を踏まえた校舎の大規模改修や、1人1台タブレット端末の破損の割合や修理費用等について話題となった。両日も、承認された。</p> <p>教育委員行事予定については、3点の加除修正がある。</p> <p>1点目は、8月の岐阜大学での「スーパーハイスクールセッション成果発表会」を追加し、野原委員に出席していただく予定。日にち等は決まり次第お知らせする。</p> <p>10月9日 恵那高校の創立100周年記念式典は、新型コロナの影響で式典を令和5年度に延期する。</p> <p>11月山県高校の創立70周年記念式典は、行事の簡素化により教育委員のご臨席を取りやめた。</p>
<p>教育長</p>	<p>岐阜農林高校の式典は2年延びたため創立122年とするということによいか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>よい。</p>
<p>報第1号 職員の表彰について（非公開案件）</p>	
<p>職員の表彰について諮り、承認された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第3号 令和5年度使用教科用図書の採択について（非公開案件）</p>	
<p>令和5年度使用教科用図書の採択について諮り、可決された。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>事務局報告（政策）(4) いじめに関する重大事態の調査報告について（非公開案件）</p>	
<p>いじめに関する重大事態の調査報告について報告がなされた。</p> <p>本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	

議第 2 号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

教職員の懲戒処分について諮り、可決された。
本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。

閉会

午後 12 時 05 分、閉会を宣言する。